

調整手当 (平成11年4月1日現在)	支給率、対象職員数	2%、134名
	国の制度 (支給率)	千葉県内の区域により10%、3%、0%

特殊勤務手当 (平成10年度)	区 分	職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	7.1%
	支給対象職員1人当たり支給年額	158,700円
	手当の種類、代表的な手当の名称	4種類、食肉センター作業手当

時間外勤務手当 (平成10年度)	支給総額 15,654千円	職員1人当たり支給年額 139千円
------------------	---------------	-------------------

区 分		光 町	国
扶養手当	配偶者	16,000円	16,000円
	配偶者以外の扶養親族	2人目まで 1人 5,500円 3人目まで 1人 2,000円 (16~22歳までの子は1人5,000円加算)	2人目まで 1人 5,500円 3人目まで 1人 2,000円 (16~22歳までの子は1人5,000円加算)
住居手当	借 家	家賃が12,000円を超える場合、 家賃の額に応じ27,000円を限度に支給	家賃が12,000円を超える場合、 家賃の額に応じ27,000円を限度に支給
	自 宅	4,000円	1,000円 (新築・購入後5年間 2,500円)
通勤手当	電車・バスの利用者	運賃相当額を支給	定期待等45,000円までは全額支給、それを超える部分は半額支給 (限度額5,000)
	乗用車などの利用者	使用距離に応じ2,000~37,630円を支給	使用距離に応じ2,000~20,900円を支給

6. 特別職の報酬などの状況 (平成11年4月1日)

区 分		給 料 ・ 報 酬	期 末 手 当
町助収入	長 役 役	給料	6月期 2.2月分
			12月期 2.5月分
			3月期 0.5月分
			計 5.2月分
議副議	長 員	報酬	11年3月期から12年3月期までは、 10%削減した額が支給されます。

7. 定員管理適正化計画の状況

町では、平成9年3月に定員管理適正化計画を作りました。これは、行政改革のひとつの柱となるもので、他の市町村などを参考に、役場職員の定員の目標を定めて、効率的な組織の維持や運営をしていこうとしています。

平成11年度の職員数 (平成11年4月1日現在) は、一般職134名で目標を達成しています。

年次別目標 (一般職数)

10年度	141名
11年度	141名
12年度	141名

8. 給与等の見直し

町では、厳しい社会経済状況を踏まえ、次のような見直しを平成11年4月1日から行っています。

- ①職員の定期昇給の一律3ヶ月の延伸 (全職員の昇給時期の3ヶ月引き延ばし)。
- ②課長補佐職以上に支給される管理職手当の削減。
- ③出張時の庁用車利用の徹底、近隣地域への出張時の日当支給の廃止などによる旅費の削減。